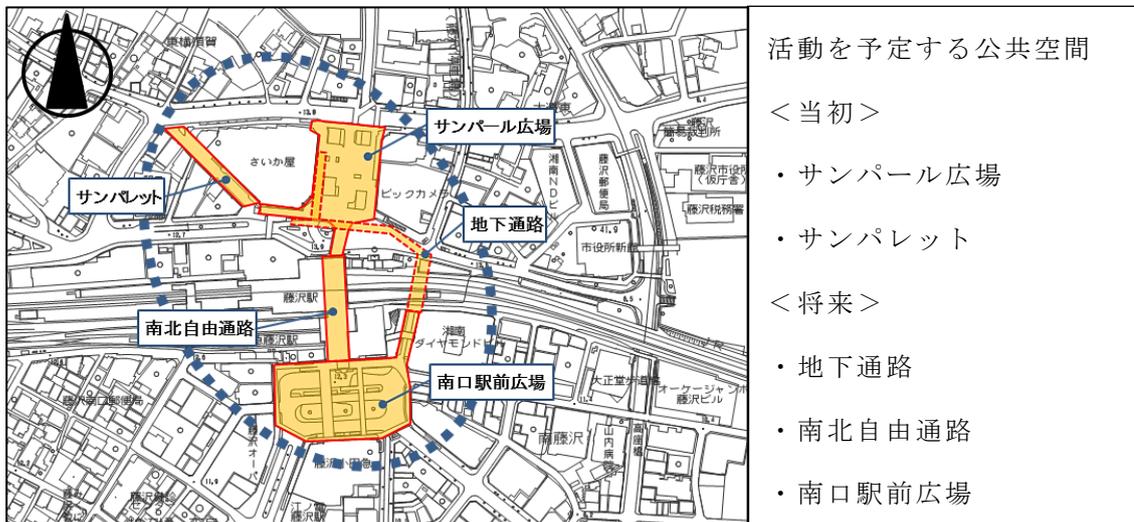


藤沢駅周辺地区エリアマネジメントの準備状況について

1 エリアマネジメントの導入について

藤沢駅周辺地区において、にぎわいの創出や交流の促進・支援など公共空間等を活用したまちづくり活動を行うことにより、本地区の価値をさらに高め、湘南の元気都市の顔であり続けることを目指し、より利用しやすい公共空間として官民が連携したエリアマネジメントの導入を図ります。

2 エリアマネジメントの役割と活動範囲について



エリアマネジメント活動範囲

本地区のエリアマネジメントの役割は、公共施設の再整備を行政が行い、公共施設の維持管理とにぎわいの創出をエリアマネジメント組織が受け持ちます。

また、エリアマネジメント組織の活動範囲は、サンパール広場のリニューアルに合わせ、当該広場及び既にリニューアル済みのサンパレットを先行し、地下通路や南北自由通路、南口駅前広場についてもリニューアルに合わせ順次拡大していきたいと考えています。

3 エリアマネジメント組織設立に向けた取組及び検討状況等

(1) エリアマネジメント組織設立に向けた取組概要

平成28年度から地元経済団体や駅周辺地区内の事業者等が参画した

「勉強会」を立ち上げ、組織の在り方や運営方法等について先進都市の視察等を含め調査・研究を行ってきました。また、他市でのエリアマネジメントに携わっている専門の方にコーディネートをお願いし、藤沢駅周辺地区の特性に見合うスキームや体制の考え方等について検討してきました。

併せて、庁内調整会議を設置し、エリアマネジメント導入に当たり適用する事項などについて検討を行っています。

こうした検討を踏まえ、本年6月には、組織の一般社団法人化を目指した「藤沢駅街区エリアマネジメント組織設立準備会」（以下「設立準備会」という。）を設置しました。

設立準備会の構成は、藤沢商工会議所、一般社団法人藤沢市商店会連合会、江ノ島電鉄（株）、小田急電鉄（株）、三菱地所（株）及び本市となっています。

(2) 設立準備会の検討経過

ア 第1回設立準備会 令和元年6月21日

- ・発足について（規約の承認、役員相互選）
- ・事業内容について事業計画及び収支計画（案）
- ・定款（案）

イ 第2回設立準備会 令和元年8月20日

- ・組織構成の骨格について（組織構成の考え方、定款（案））
- ・公共空間活用社会実験について（11月プレイベント）

ウ 第3回設立準備会 令和元年10月10日

- ・事業計画について
- ・今後のスケジュールについて
- ・公共空間活用社会実験について
- ・定款（案）

エ 第4回設立準備会 令和元年11月21日

- ・組織設立に向けた確認

オ 第5回設立準備会 令和元年12月12日（予定）

- ・法人登記 一般社団法人藤沢駅周辺地区エリアマネジメント設立

本年11月21日に開催した第4回設立準備会において、一般社団法人への参画の意向について最終確認を行い、現時点では、藤沢商工会議所、(株)藤沢名店ビル、(株)角若松、江ノ島電鉄(株)、小田急電鉄(株)及び(株)グッドイーティングの6者から参画の意向が示されています。

4 (仮称)「藤沢市駅前広場条例」の制定と「指定管理者制度」の導入について

エリアマネジメントの効果を最大限に発揮し、本地区の活性化やにぎわいの創出を実現するため、施設の管理や運用について規定した(仮称)「藤沢市駅前広場条例」(以下「広場条例」という。)を制定することで、広場を利用するにあたり、より柔軟で迅速な手続きが可能となると考えています。

また、広場条例を制定した際に、この広場を効果的、効率的に運用するためには、民間のノウハウを活用することで、高質的な維持管理や、多様なイベントの開催が期待でき、さらなる活性化につながることから、指定管理者制度の導入が望ましいと考えています。

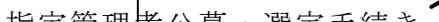
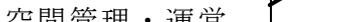
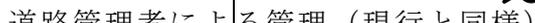
広場条例の骨子については、次のとおりです。

- (1) 目的や設置に関する事
- (2) 広場の使用時間や使用料金など使用に関する事
- (3) 使用等の不承認や禁止事項など制限に関する事
- (4) 原状回復や賠償などに関する事
- (5) 管理の代行等に関する事
- (6) 委任や附則に関する事

なお、広場条例の制定にあたっては、藤沢市議会令和2年2月定例会の建設経済常任委員会に素案をお示しし、パブリックコメントを実施したのち、令和2年6月定例会に議案を提出する予定です。

5 今後のスケジュール

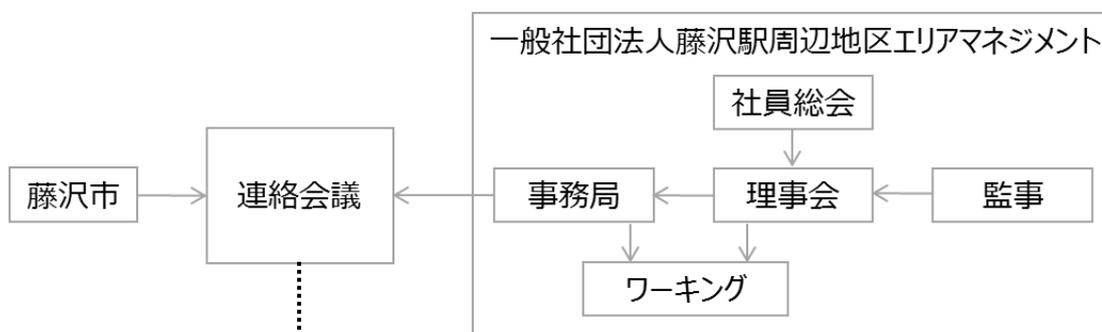
事業に係るスケジュールについては、次のとおりです。

年度 項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
設立準備会・ エリアマネ組織	 準備会による検討	 エリアマネジメント組織設立	
庁内の取組	 広場条例制定手続き	 施行手続き	 広場条例施行
	 指定管理者公募・選定手続き		 空間管理・運営 (指定管理者監督・指導)
広場の運用	 道路管理者による管理（現行と同様）		 空間管理・運営 (指定管理者)
再整備工事	 北口デッキ リニューアル工事	 東西地下通路リニューアル工事（予定）	

エリアマネジメント組 織構成の考え方

①目的	・当法人は、南北駅前広場を中心とした藤沢駅周辺地区において賑わいに資する機会の創出や交流の促進・支援等、公共空間等を活用したまちづくり活動を行うことにより、地域の価値を高め、多様な人々が惹きつけられる場としていくことを目指し、湘南エリアの玄関口として街の活性化に寄与することを目的とする。
②社員	・藤沢駅周辺地区に事業所を置く事業者及び地権者（企業）で構成
③会員構成	・正会員（社員）、準会員、市民サポーター会員、賛助会員、特別会員の5種類で構成 ・準会員は藤沢駅周辺地区に事業所を置く事業者及び地権者で個人も含めるとする。また、負担額も正会員と差をつける ・市民サポーター会員は藤沢市民を対象とし、本会及び藤沢駅周辺地区の各種活動に支援してくれる方とする。 ・賛助会員はエリアを問わず、賛助してもらえる事業者、個人、団体を含める ・特別会員は営利を目的としない団体とし、町会や行政を含める
④理事構成	・理事は社員から選出することを基本とするが、社員以外の理事就任も可能とする
⑤会費等の考え方（事業収入以外の資金確保）	・正会員の会費は一律とする（理事を出す組織は多く出すなどの措置は取らない） ・その他協賛金を受け付けることとする ・藤沢市からは負担金（補助金等）という形で資金拠出を行う事を想定 ※会費額等は会員規則で整理
⑥機関構成	・社員総会、理事会、監事を置く ・理事は3名以上、監事は1名以上とする。 ・理事の中から代表理事、専務理事を置く
⑦意思決定構造	<社員総会：すべての社員によって構成、議決権は社員1名につき1票> ・役員を選任／予算の決定、決算の承認／事業計画の決定、事業報告の承認／定款の変更／本会の解散／その他本会の重要事項 <理事会：すべての理事によって構成、議決権は理事1名につき1票> ・会員の入会／各種規則の創設・改廃／総会の議決した業務執行の決定／総会への付議事項の決定／理事会の設置・廃止及び内規／事務局の体制及び運営
⑧事業推進体制	・事務局及びワーキングを設置 ・連絡会議を設置し、行政や事務局との意思疎通、連携を担保

エリアマネジメント組 織の運営体制



・連絡会議において、藤沢市とエリマネ組織で活動の方向性や課題を共有、連携して事業実施を図る。